

# Q&A 教えて

## 「東大阪市男女共同参画推進条例」

性別にとらわれることなく、だれもが個人の自由意思に基づき生き生きと暮らすことができる男女共同参画社会を実現するために

「東大阪市男女共同参画推進条例」を  
平成16年7月1日に施行しました。



**Q どうして条例が必要なの？  
条例を作るとどう変わるの？**

**A** 「条例」とは地方自治体の法律です。地方自治体がすすめるさまざまな施策や事業に法的な根拠を与えます。地域の特性に応じた男女共同参画社会に向けた施策を実効的にすすめることができます。



**Q 「東大阪市男女共同参画推進条例」の特徴は？**

**A** 男女共同参画社会の実現に向けて、市、市民、事業者の責務に加えて、「教育関係者の責務」を定めました。男女平等の意識は子どもの頃からのさまざまな体験を通じて培われます。こうしたことから、教育の重要性を重視し、教育関係者の責務を定めました。

また、男女共同参画社会をめざす上での阻害要因であり、早急に解決しなければならない深刻な社会問題として、基本理念では「女性に対する暴力の根絶」を掲げています。

さらに、女性に対する暴力のひとつであるドメスティック・バイオレンスと相関する「児童虐待」についてその禁止を定めました。



**Q 条例にはどんなことが定められているの？**

東大阪市男女共同参画推進条例には、7つの基本理念のもとに次のことが定められています。

### [7つの基本理念]

- ①男女の人権の尊重
- ②男女の性別にとどまらないあらゆる人の人権への配慮
- ③社会における制度又は慣習についての配慮
- ④政策等の立案及び決定への共同参画
- ⑤家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑥男女の生涯にわたる健康の確保についての配慮
- ⑦国際社会の取組への配慮

### <責務>

- 男女共同参画社会を実現するためには、市、市民、事業者及び教育関係者がそれぞれの立場で責任と役割を果たすことが必要なことから、それぞれの責務を定めています。

### <禁止事項>

- 性別による差別的取り扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、児童虐待を禁止しています。
- ポスターや広告などで、性別による固定的な役割分担を助長したり、人権を侵害する表現を行わないよう定めています。

### <基本的施策>

- 市が行う基本的施策を定めています。

○基本計画の策定と公表 ○調査研究 ○年次報告書の作成と公表 ○広報・啓発活動  
○教育・学習の推進 ○市民が行う活動の支援 ○推進体制の整備  
○ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者の支援 ○拠点施設 ○施策への苦情等の申出の処理

### <審議会>

- 男女共同参画審議会の設置を定めています。審議会では、男女共同参画施策についての市民の意見を反映できるよう、意見に対する調査や審議を行い、市長に意見を述べることができます。

☆市では、今回の条例制定を機に男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、より一層積極的に進めています。  
市民の皆さんのご協力を、よろしくお願いします。



## 特集 インタビュー

## 男女共同参画推進条例でまちが変わる

十文字学園女子大学 社会情報学部 教授 橋本 ヒロ子

内閣府の調査では、2004年9月現在で203の自治体が男女共同参画推進条例を制定しています。これまでに私がかかわった自治体では、条例の制定をきっかけに、育児休業をとる男性職員が増えたり、自治体の事業に男女共同参画の視点が入るようになるなど職員の意識や行動が変わりました。また、これまでも女性は地域を支えてきましたが、女性のためのセンターができることで場が与えられて、まちおこし事業につながったり、女性の農業委員が一人もいなかったのが一挙に6人に増えた自治体もあります。こうした地域の変化は、近隣の市町村にも波及効果があり、女性が地域で力を発揮することにつながっています。

男女共同参画推進条例は、一人ひとりが満足できるまちづくりを支援することがねらいなのです。

今後は、市民が自分たちの生活を暮らしやすいものにするために、条例を「使う」ことを考える必要があります。男女が不平等に取り扱われているとしたら苦情処理の制度を利用するなど、条例で規定されていることをどのように活用できるのかといった学習も必要でしょう。市民と行政がともに男女平等な地域社会をつくるために、地域に浸透させて「使って」ほしいと思います。

### [プロフィール]

- 十文字学園女子大学社会情報学部教授・学部長。埼玉県、上越市をはじめとして全国の男女共同参画推進条例の策定にかかわる。●「女性2000年国連特別総会」日本政府代表団顧問。